

令和7年度
「滋賀の子どもの声調査」分析業務

仕 様 書

令和7年（2025年）
滋賀県子ども若者部
子ども若者政策・私学振興課

1. 委託業務名

令和7年度「滋賀の子どもの声調査」分析業務

2. 委託業務の目的

本県では、令和7年4月1日に施行された「滋賀県子ども基本条例」を踏まえ、子どもの声を聴き、県政に反映する取組の一環として、令和2年度にコロナ禍の子どもの声をもとに策定した「すまいる・あくしゅん」（子どもの笑顔を増やすための7つの行動様式）の更新を予定しているところ。更新にあたっては、今年度実施する「滋賀の子どもの声調査」の自由記述内容を分析し、現状の子どもの意識や潜在的課題を的確かつ効率的に把握する必要がある。

本業務においては、本県が実施した「滋賀の子どもの声調査」において収集された自由記述式設問の回答（以下「自由記述データ」という）について、AIを活用し、ブロードリスニングの観点から、体系的かつ効率的に分析を行うことを目的とする。これにより、子どもたちの声の概要を把握し、「すまいる・あくしゅん」の更新や、今後の県の施策立案や改善につなげるための基礎資料とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年12月12日（金）まで

4. 納品場所および窓口

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課（大津市京町四丁目1-1）

5. 分析対象データ

以下の内容について委託者から提供する。

- ・対象：「滋賀の子どもの声調査」における自由記述データ
- ・データ形式：CSV形式（予定）
- ・設問数：13問（うち3問はフェイスシート項目、残り10問が自由記述）
- ・回答件数：約5,000件
- ・属性情報：学校種・学年、性別、居住地域（フェイスシート項目より提供）
- ・設問内容：以下別表および県が別途指定する質問6問

<別表1>

問	設問内容(概要)	調査手法
1	居住地域	WEB・標本調査
2	学校種・学年	
3	性別	
4	周りの大人や行政に伝えたいこと	
5	将来に向けて努力・挑戦したいこと	WEB調査
6	みんなが笑顔でいるために大切だと思うこと	
7	自身が感じている幸せ度合い・その理由	

6. 委託業務内容

受託者は、「2. 委託業務の目的」を達成するために、創意工夫をもって以下の業務を実施すること。なお、以下に示す業務はあくまで最低限のものであり、必要に応じて内容の追加・拡充を行っても差し支えない。

(1) データ前処理（自由記述データの整理）

自動処理が可能な範囲で、表記ゆれや明らかな誤字・脱字の修正、個人情報の削除等を行うこと。

(2) 結果分析

AI を活用し、以下の分析を行うこと

① 全体傾向の可視化（対象：別表1および県指定の6問）

ア 自由記述データを類似トピックごとに分類するとともに、自動要約を行うこと。

イ 頻出トピックや感情傾向等を抽出し、子どもの意見の全体像や傾向の可視化を行うこと。

ウ 属性（年代等）別の傾向比較を行うこと。

② 現行の「すまいる・あくしょん」の指標に基づく分析（対象：別表1の質問）

「すまいる・あくしょん」の7つの指標に関して言及している回答の割合を算出し、傾向を示すこと。

（7つの指標：「01 感染症を正しく知って行動しよう」「02 今の気持ちを伝えよう」「03 自分も周りの人も大切に」「04 頼れる人や場所を見つけよう」「05 身体を動かしてしっかり遊ぼう」「06 わくわく感動する気持ちを持とう」「07 オンラインを上手に活かそう」）

③ 新しい「すまいる・あくしょん」の指標作成支援（対象：別表1の質問）

ア 委託者が別途提供する任意の指標（トピック）に関して言及している回答の割合を算出し、傾向を示すこと。

イ 委託者による質問や要約依頼に応じて、適切な情報の揭示を行うこと。

④ 精度検証

ア AI による分類・要約等の出力内容について、その正確性の確認および検証を適切に行うこと。

イ 回答の背景にある文脈を可能な限り尊重し、単語ベースの機械的分類ではなく、文意に基づく分類を行うこと。

⑤ 情報セキュリティの確保

分析にあたり、以下のセキュリティ要件を満たすこと。

ア ブラウザを用いた接続は、セキュアな通信手法を採用すること。

イ クラウド上のデータは、ユーザ認証等により保護され、第三者がアクセスできないようにすること。

ウ 自由記述データが委託業務の範囲外で第三者に提供または生成 AI の学習用データとして利用されることのないよう、適切な管理体制を構築・運用すること。

エ サービス上で取り扱うデータの所在地を日本国内に限定できること。（データセンターの所在地が日本国内であること。）

オ サービス上で取り扱うデータに関する準拠法、裁判管轄を日本国内に指定できること。

カ 通信中のデータは、盗聴等がされないよう暗号化を施すこと。

- キ 通信データは暗号化された状態で処理され、機密性が担保されていること。
- ク 情報漏えい事故発生時の対応手順（報告体制・再発防止策含む）を整備していること。
- ケ 障害発生時に備え、データのバックアップ体制を整備し、速やかな復旧が可能であること。

（３）分析ツール（AI 等）の想定

自然言語処理に長けた AI を想定し、以下の処理が可能なものとする

- ① 大規模言語モデル（LLM）に基づき、自然言語テキストの分類・要約・感情分析・キーワード抽出等が可能なこと
- ② 広く認知され、信頼性の高いクラウドベースのサービスであること。
- ③ 使用する LLM のサーバの所在地を日本国内に限定できること。
- ④ 「（２）結果分析 ⑤情報セキュリティの確保」に準じた情報セキュリティが確保されていること。

（４）ライセンス料の取り扱い

AI やその他分析ツールの使用にかかるライセンス料、API 利用料、クラウドサービス利用料等については、本業務に必要な経費として委託費に含めるものとする。

（５）成果物の提出

① 随時結果報告

委託者と緊密に連携を取りながら分析を実施するとともに、分析結果については、随時委託者に報告すること。報告データは、MS Office 2021 以降（Word、Excel または PowerPoint）の既定のファイル形式であること。

② 最終報告書の提出

最終の分析結果を以下のとおり令和 7 年 12 月 12 日（金）までに提出すること。

納品物	内容	形式
①分析報告書	最終分析結果・考察等	Word
②概要資料	主要結果の要約資料	PowerPoint
③可視化資料	グラフ・図等	PNG/JPEG/PDF 等

7. 全体スケジュール

想定する業務期間は下表のとおり。詳細は受託者の提案を踏まえて、県と協議のうえ決定することとする。

業務	9月	10月	11月	12月	備考
WEB 調査 結果読込					
標本調査 結果読込					
内容分析 ・ 随時結果報告					
最終報告					※12/12 報告書納品

8. 業務遂行に関する留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護

- ア 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- イ 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- ウ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- エ 本業務に従事する者に対して、個人情報保護の教育を行うこと。
- オ 個人情報等の特に重要な情報については、漏洩、改ざんを防ぐため厳重に管理するとともに、本業務の目的以外で利用してはならない。
- カ 再委託を行う場合、上記のアからオの規定は再委託先にも遵守させること。

(2) 法令遵守

本業務の遂行に当たっては以下をはじめとする関係法令等を遵守しなければならない。

- ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ウ 滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」（別記参照）

(3) 業務の遂行

- ア 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と協議の上、決定する。
- イ 業務の遂行にあたり、受託者は業務の遂行状況について県に随時報告するとともに、連携を密にすること。

(4) 変更の対象

ア 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、県または受託者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受託者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響すると県が判断した場合は委託料の変更は行わない。

イ 明記していない事項であっても、業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受託者の負担において実施するものとする。

(5) 電子メールの外部送信

電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCC に設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を県へ報告すること。

(6) その他

ア 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行い、作業を実施すること。

イ その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と受託者が協議のうえ定めること。